第2次龍ケ崎市教育プラン　改定方針（案）

令和8年１月
教育委員会事務局教育総務課

1　第2次龍ケ崎市教育プランの概要

(1)龍ケ崎市教育プランについて

・龍ケ崎市教育プランは、中期的に龍ケ崎市が目指すべき教育行政の方向性と具体的な施策を定めた計画で、市最上位計画の教育分野に密接に関連している。
・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）と、教育基本法に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）の2つで構成されている。
・計画期間は、令和5（2023）年度から令和 12（2030）年度までの8年間
・教育振興基本計画は、教育環境等の変化に対応するため中間年度に見直しすることとしており、令和9年3月に前半が終了となることから、中間見直しを行い、計画の一部を改定する。

(2)教育大綱と教育振興基本計画の概要

	教育大綱	教育振興基本計画
根 拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3 　地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。	教育基本法第17条第2項 　地方公共団体は、前項の計画（政府が定める教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
策定義務	義務付け	努力義務
策定主体	首長（総合教育会議で教育委員会と協議）	地方公共団体（教育委員会）
内　容	教育等の振興の総合的な施策の方針	教育の振興のための具体的な施策

2 計画期間前半（令和5年度から7年度）の主な教育環境・社会環境の変化

(1)教育環境の変化

①龍ケ崎版小中一貫教育「龍の子人づくり学習」を核とした小中一貫教育の充実

・各中学校区の特色を生かした小中一貫教育の充実

「ゆめ学習」（キャリア教育）及び「みらい学習」（シティズンシップ教育）の実践の積み重ね

・龍の子人づくり学習のカリキュラムの改訂

4-3-2 制による系統的な学びの充実

体験的な学習や探究的な学びの充実（STEAM 教育の導入等）

・令和9年4月に施設一体型の義務教育学校「北竜台学園」の開校

②小中学校適正配置の推進

・教育環境の一層の向上を図るため、龍ケ崎小学校と大宮小学校を統合（令和7年4月）

・松葉小学校・長山小学校・長山中学校を統合し、北竜台学園を開校（令和9年4月）

・「龍ケ崎市立小中学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、取組みを継続

③インクルーシブ教育のさらなる広がり

・特別支援学級在籍者の増加（市立学校 R4：280 名、R7：371 名）

特別支援教育ニーズの増大

サポート体制（専門性のある教職員や支援員の配置）の充実の必要性

・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりが充実

・障がいの有無や国籍等にとらわれない多様なこども同士の交流の広がり

・外国籍児童生徒増加への対応

・互いに認め合う共生社会の土台づくりが推進

④教育 DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展

・ICT 技術を生かし、児童生徒それぞれに合った学習が充実

・互いの多様な考えを出し合い、教え合う学習が充実

・GIGA スクール構想（第2期：R6（2024）から R10（2028）年度）による ICT 環境の更新等

⑤部活動の地域展開

・生徒数が減少し、学校単独ではチームスポーツが組めない状況が増加

・地域展開により生徒の選択肢の増加

・教員の働き方改革の一助

・今後、改革実行期間（R8（2026）から R13（2031）年度）により、さらなる展開

⑥コミュニティスクールの充実

・学校だけでは解決が難しい課題が増加し、地域と学校の連携が必要不可欠

・地域と学校が連携し、児童生徒の体験学習等の機会が拡大

・連携による見守り等により、児童生徒の安全・安心が向上

・令和 10 年度までに、すべての小学校を含む中学校区単位で学校運営協議会を設置

⑦教職員の働き方改革の推進

・スクールサポートスタッフ等の継続活用　　・校務支援システムの継続活用

・学校閉庁日の継続設定　　・電話自動応答システムの導入

・学年始休業日や冬季休業日の延長

⑧不登校児童生徒への対応

・全国で 30 万人を超え、深刻な社会問題化

・龍ケ崎市立学校では、横ばい（市では新たな不登校を出さなないという観点から取組み）

・校内フリースクール（市では R6 から開始）など「多様な学びの場」を提供する必要性が増加

（2）社会環境の変化

①少子化

・国内の出生数が過去最低を更新、龍ケ崎市においても同様。

・小学校における単学級（1学年1クラス）が増加

メリット：きめ細やかな指導、異学年交流の機会の増加、児童と教師の心理的距離の近さ

デメリット：多様な意見に触れる機会の減少、人現関係の固定化、学校行事の規模縮小等

・複式学級編制となる可能性の増加

・学校統合の推進

児童生徒への影響、遠距離通学への対応、地域への影響

②人口減少

・学校を支える地域人材の減少

防犯・防災機能の低下（登下校の見守り活動、110 番の家、合同防災訓練等）

学校行事や課外活動の縮小（運動会、お祭り、地域の伝統行事等の学習等）

地域から学ぶ機会の減少（職業体験の受け入れ先、ゲストティーチャー等）

③外国人人口の増加

・外国にルーツを持つ児童生徒の増加→学校における個別支援の必要性の増大等

日本語指導体制（習熟度や年齢による違いなど）

学習言語の未習得による授業への影響（日常会話は可能、専門用語や抽象概念の理解困難）

文化や宗教等の背景に基づく生活習慣の違い（給食、体育（水泳学習等）への合理的配慮）

④社会の多様化

・価値観やライフスタイルの変化

家族や人間関係、働き方など多岐にわたり変化

・共生社会の進展

多様な個性や背景等をもつ人々が増加

法整備（障害者差別解消法の改正（R6 年 4 月）、「LGBT 理解増進法」の施行（R5 年 6 月））により、より多様な生き方を認める社会へ

・日本社会に根差したウェルビーイングの向上（国の第４期教育振興基本計画）

日本の子どもは学力は高く身体的に健康、一方で「精神的幸福度」が低いという課題

→個人のウェルビーイングと社会のウェルビーイングの追及

⑤気候変動

・気温の上昇や災害（線状降水帯による集中豪雨や大型大風等）の発生

猛暑が常態化・長期化（児童生徒の健康管理、体育の授業や部活動・学校行事への影響）

SDGs 教育（「持続可能な社会の創り手」の育成）

防災教育（避難訓練、地域合同防災訓練、ハザードマップ、マイライムラインなど）

⑥生成 AI の急速な普及

・身近な存在となり、「どう使い、どう規制するか」が課題

⑦SNS のさらなる拡大

・SNS の拡大によってコミュニケーションや遊び方に変化、関連する様々なトラブルも増加

⑧成年年齢の引き下げ（R4 年から）

・若者の自己決定と積極的な社会参画のためのキャリア教育及びシティズンシップ教育の充実

３　改定に当たっての考え方

（1）大綱（基本理念、基本方針）

・第2次龍ケ崎市教育プランの計画期間8年間共通の柱。国の第4期教育振興基本計画等との整合

（2）これまでの教育施策の総括と様々な環境の変化に対応した計画作成

・計画期間前半（令和５～７年度）における成果・課題の整理

・教育環境、社会環境の対応など、教育分野を取り巻く状況が変化。それぞれの実態に即した計画作成

（3）多様な意見を取り入れた計画の改定

・様々な市民参画の機会の確保や教職員等の現場の声を反映

（4）関連計画との整合性を確保

・龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030 後期基本計画との整合を図りながら、一体性を持った計画改定

・国の次期教育振興基本計画（第4期）及び茨城県総合計画を参酌しつつ、本市の実情に応じて改定

４　改定後の計画の概要

（1）後期期間

第2次龍ケ崎市教育プランは、令和5年4月から令和13年3月までの8年間となっており、後期期間については、市の最上位計画である龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030 後期計画の計画期間にも合う、令和9年4月から令和13年3月までの4年間とする。

（2）第2次龍ケ崎市教育プランの計画期間と関連計画の計画期間

<table>
<tr><th>年度</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th></tr>
<tr><td>国</td><td colspan="5">第３期教育振興基本計画
（H30～R4）</td><td colspan="5">第４期教育振興基本計画
（R5～R9）</td><td colspan="3">第５期教育振興基本計画（予定）（R10～ ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">茨城県</td><td colspan="4">茨城県総合計画
（H30～R3）</td><td colspan="4">第２次茨城県総合計画
（R4～R7）</td><td colspan="4">第３次茨城県総合計画（予定）
（R8～R11）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">いばらき教育プラン
（H28～R2）</td><td colspan="5">いばらき教育プラン
（茨城県総合計画の教育に関する部分）</td><td colspan="4">いばらき教育プラン（予定）
（茨城県総合計画の教育部分）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">龍ケ崎市</td><td colspan="4">第２次ふるさと龍ケ崎戦略プラン
（H29～R3）</td><td>延長</td><td colspan="8">龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030（前期４年・後期４年）
（R5.1～R13.3）</td></tr>
<tr><td colspan="4">龍ケ崎市教育プラン
（H29～R3）</td><td>延長</td><td colspan="8">第２次龍ケ崎市教育プラン（中間年度に見直し）
（R5.4～R13.3）</td></tr>
</table>

（3）計画の構成

改定第２次龍ケ崎市教育プラン

教育大綱

・基本理念
・基本方針

教育振興基本計画

・具体的施策・事業
・具体的施策・事業の目標
・成果指標

資料編

計画の進行管理・関係法令・策定経過・アンケート調査の結果・市民参画の状況

・教育大綱（基本理念、基本方針）は、8年間を通して第2次龍ケ崎市教育プランの柱
・計画期間前半（令和 5～7 年度）における施策の評価、課題の整理
・教育振興基本計画（44 の具体的な施策）は、教育環境等の変化に応じて見直し
・成果指標は、令和12（2030）年度に向けて再設定

5　計画改定体制

(1)庁内の体制

●総合教育会議

・市長及び教育委員会で構成

・教育振興基本計画に関して協議

●庁議

・教育振興基本計画の重要事項について審議

●次長会議

・組織横断的な施策及び施策の連絡調整、政策及び施策の立案等に係る専門的な調査研究に関する意見聴取

●教育委員会

・毎月開催する教育委員会定例会において、随時、策定状況の報告・協議。計画の決定

●庁内ワーキング会議

・教育プランに関係する各課等の長で構成

・教育振興基本計画(具体的な施策)及び成果指標等について協議

(2)様々な市民参画機会の確保

●アンケート等による意識調査

・小中学生の保護者を対象にしたアンケート等の意識調査を実施

・まちづくり市民アンケートの調査結果を活用

・全国学力・学習状況、学校生活に関する調査等の小中学生に対する質問調査の結果を活用

●PTA や社会教育団体等との意見交換会

・保護者の考えや社会教育団体等の課題を共有

●市民懇談会

・龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030 後期基本計画策定時に行う市民懇談会に参加

●パブリックコメント

・市民の声を中間見直しに反映

第２次龍ケ崎市教育プラン中間年度見直しスケジュール

作業内容	令和7年	令和８年												令和９年		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画改定																
1見直し方針	改訂方針															
2前半の評価、課題の整理	点検評価等を活用															
3改定プラン			評価・骨子案作成		改定素案作成					意見反映	最終案作成		最終案			
市民参画																
1保護者アンケート			検討・準備		実施・分析・反映											
2教育活動等に関するｱﾝｹｰﾄ			検討・準備		実施・分析・反映											
3団体ヒアリング							PTA、社会教育団体等									
4市民懇談会										懇談会に同席						
5パブリックコメント													実施			
庁内																
1総合教育会議		方針		評価・骨子案					素案				最終案			決定
2教育委員会定例会	方針			評価・骨子案					〃				最終案			〃
3庁議		方針		評価・骨子案					素案				最終案			
4次長会議		必要に応じて、組織横断的な施策及び施策の連絡調整及び立案等に係る調査研究に関する意見聴取														
5各課等（教委及び関連課）				ワーキング会議（事業評価・課題の整理、施策への反映）												
議会					方針・評価・骨子案							素案				

※第２次龍ケ崎市教育プランの計画期間は、令和５年度から12年度までの８年間（前半：令和５から８年度、後半９から１２年度）

2026年1月龍ケ崎市教育委員会事務局教育総務課

現行の教育プラン（第２次龍ケ崎市教育プラン）の骨子

※太枠部分を今後改定していく

基本理念	10の基本方針		44の具体的な施策	備　　考(主な個別事業・取り組み等)
自分を信じ　仲間を認め 現在(いま)を生き抜き 未来(あす)に羽ばたく人づくり 一人ひとりが自らの可能性のもとに、多様な考え方や個性を持つ仲間と協働しながら、社会の一員としての役割を担い、一歩一歩、夢や目標に向かって努力する人づくりを主眼とした教育を推進します	1 学校教育	1未来への土台を築く確かな学力を育みます	1 小中一貫教育の推進	「龍ケ崎市の新しい学校づくりに関する基本方針」に基づき、「龍の子人づくり学習」を核とした小中一貫教育を推進
			2 小中学校の適正規模適正配置の推進	「龍ケ崎市立小中学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、小規模校の今後の在り方について検討
			3 個に応じた多様な指導方法及び指導体制の充実	小学校専科教員や少人数指導担当教員の配置し、個別最適な学び、協働的な学びを推進。学ぶ意欲の向上と資質･能力の育成
			4 教職員の資質及び指導力の向上	新採教員研修会、夏季研修会などを計画的に実施／指導主事による学校訪問等を通じて、授業改善
			5 学校図書館の充実	学校図書の充実と学校図書館司書(市会計年度職員)の活用
		2共生社会に向けた豊かな心を育みます	1 道徳教育の充実	「特別の教科 道徳」の充実
			2 人権教育の充実	いじめ撲滅やLGBTへの理解に関する取組･授業
			3 インクルーシブ教育の推進	合理的配慮や授業のユニバーサルデザイン化の研究
			4 平和教育の推進	非核平和推進事業(生徒の被爆地派遣)
			5 郷土学習の推進	生活科や社会科授業における体験的な学習
		3たくましく健やかな体を育みます	1 体力づくりの推進	業間や体育的行事を活用した運動量の確保
			2 健康に関する知識の普及	生活習慣指導による虫歯･肥満予防
			3 食育学習の推進	食育に関する指導の推進と良質な学校給食の提供
			4 基本的な生活習慣の定着	児童の基本的な生活習慣の定着
		4新しい時代に活躍できる人材を育成します	1 外国語活動･外国語指導の充実	ALTを活用した英語教育／英検の検定料補助
			2 教育の情報化の充実	ICT機器を活用した授業／情報モラル教育／ICT機器の更新･ネットワーク環境の確保
			3 キャリア教育の充実	体験的な学習の充実、職業や進路などの「生き方」に関する学習の充実
			4 シティズンシップ教育の充実	児童生徒が主体的に企画･運営に関わる活動の充実／社会の一員としてより良い社会を築こうとする力を育むための教育を推進
		5学びを支える教育環境を整備します	1 教職員の働き方改革の推進	教職員のワーク･ライフ･バランス／児童生徒に向き合う時間の確保
			2 部活動の適正化と改革の推進	部活動の段階的な地域連携･地域移行
			3 教育支援体制の充実	不登校･発達障がい･ヤングケアラーなど支援を必要とする児童生徒への支援
			4 学校と地域社会の連携･協働の推進	流通経済大学との連携強化／学校運営協議会の設置
			5 学校施設の長寿命化の推進	長寿命化改修／エアコン設置･トイレ改修など
		6安全･安心で信頼される学校づくりを推進します	1 登下校時等の安全確保	登下校時の交通安全･防犯活動／通学路の安全点検
			2 防災･救命体制の強化	防災訓練の実施／学校職員に対する救命講習の実施
			3 いじめ防止対策の強化	SNSを活用した相談事業／スクールロイヤーによる出前授業／龍ケ崎市いじめ問題対策連絡協議会の定期開催
			4 学校情報の積極的な発信	学校だより･メール･ホームページを活用した学校情報の発信
	2 子どもたちの健全育成	1人･地域のきずなを深め、子どもたちが健全に育つ環境を整備します	1 教育の日推進事業の充実	11月5日龍ケ崎教育の日及び11月龍ケ崎教育月間での学校･家庭･地域連携による事業展開
			2 青少年センターの充実	青少年の非行防止活動
			3 子どもの交流活動の促進	子どもの居場所づくり／子ども会活動の活性化
			4 若者世代の活躍支援	新成人の企画･運営による成人式典
			5 幼稚園･保育園(所)･認定こども園と小学校の連携	連携による小学校へのスムーズな接続
		2子育て世代を応援し、平等な教育機会を提供します	1 経済的支援の充実	就学援助制度の周知と支給事務
			2 奨学金制度の効果的運用	市独自の奨学金制度の周知と支給事務
			3 家庭教育に対する支援の充実	家庭教育指導員による相談事業
			4 放課後等の子どもの居場所づくり	学童保育ルームの整備／サタデースクール
	3 社会教育	1豊かな人生のために、生涯にわたる学びの環境を整備します	1 快適な読書･学習環境の充実	図書館の利便性向上／流通経済大学図書館との連携
			2 子どもの読書活動の推進	中央図書館におけるイベントの実施／学校図書館との連携事業
			3 生涯学習講座等の充実	人材バンク･出前講座の充実
			4 人権啓発活動の充実	人権啓発活動
		2歴史的･文化的遺産を守り、新たな創造の機会をつくります	1 地域文化活動の育成及び支援	市民団体との共催事業(龍ケ崎市文化の祭典など)
			2 文化会館の利便性と機能の向上	文化会館の施設整備
			3 歴史的･文化的資源の保護と活用	指定文化財･市民遺産の認定と保存
			4 歴史民俗資料館の利活用の推進と機能の向上	指定文化財･市民遺産を活用したイベントの実施